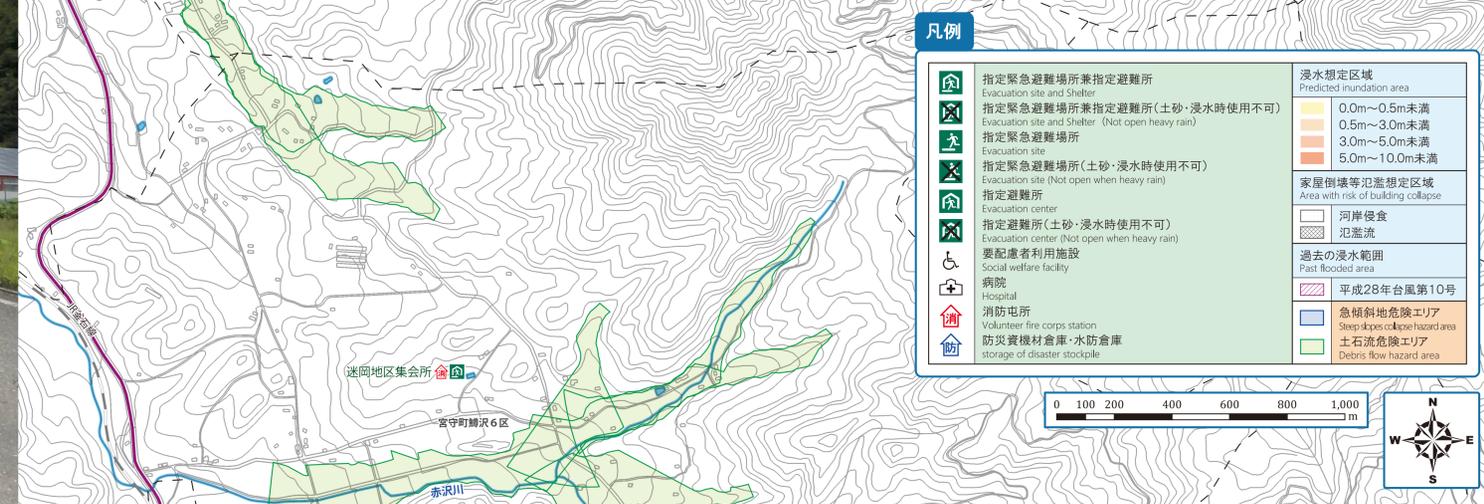


遠野市土砂・浸水ハザードマップ【宮守町鰯沢版】

Tono City Landslide and Flood Hazard Map 【Miyamori-cho Mastuzawa】

土砂災害や水害から自らの命、家族の命を守るために！

大雨による土砂災害や水害から命を守るためには、目頃からの備えや大雨の際の気象情報や遠野市からの避難情報入手し、避難行動に結び付けることが重要です。このマップはお住まいの地域の土砂災害や水害の危険性のある区域を示していますので、事前に把握し、災害への備えにお役立てください。



凡例

	指定緊急避難場所兼指定避難所 Evacuation site and Shelter		浸水想定区域 Predicted foundation area
	指定緊急避難場所兼指定避難所(土砂・浸水時使用不可) Evacuation site and Shelter (Not open heavy rain)		0.0m~0.5m未満
	指定緊急避難場所 Evacuation site		0.5m~3.0m未満
	指定緊急避難場所(土砂・浸水時使用不可) Evacuation site (Not open when heavy rain)		3.0m~5.0m未満
	指定避難所 Evacuation center		5.0m~10.0m未満
	指定避難所(土砂・浸水時使用不可) Evacuation center (Not open when heavy rain)		家屋倒壊等氾濫想定区域 Area with risk of building collapse
	要配慮者利用施設 Social welfare facility		河岸侵食
	病院 Hospital		氾濫流
	消防屯所 Volunteer fire corps station		過去の浸水範囲 Past flooded area
	防災資機材倉庫・水防倉庫 storage of disaster stockpile		平成28年台風第10号
			急傾斜地危険エリア Steep slopes collapse hazard area
			土石流危険エリア Debris flow hazard area

0 100 200 400 600 800 1,000 m

土砂災害・浸水時の避難行動

各戸	地域で定めた指定緊急避難場所等	指定避難所
1区	ふるさと交流館	上鰯沢地区集会所
2区	ふるさと交流館	宮守農村婦人の家
3区	柏木平地区集会所	迷岡地区集会所
4区	柏木平地区集会所	鰯沢就業改善センター
5区	沢目地区集会所	ふるさと交流館
6区	迷岡地区集会所	鰯沢小学校体育館

※浸水想定区域・急傾斜地危険エリア・土石流危険エリア内の指定避難所は、被害がなく、安全を確認した場合に使用します。

○ 指定緊急避難場所：災害から命を守るために緊急的に避難し、災害が収まるまで一時的に滞在する場所。
○ 指定避難所：災害による被害の危険がある場合、その危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害で自宅へ戻れなくなった居住者が避難生活をする場所。市が必要に応じて開設し、お知らせします。

<避難時の留意事項>

- 避難する対象は浸水想定区域、急傾斜地・土石流危険エリア内にお住まいの方。
- 天候が悪化する前に早期に避難する。
- 状況に適した避難方法を考える。
 - ・指定緊急避難場所等へ避難する。
 - ・安全な親戚や友人宅へ避難する。
 - ・車で安全な場所へ避難する。
 - ・頑丈な住宅ではより高い階へ避難する。

土砂・浸水ハザードマップの使い方

- ～適時適切な避難を行うために、家族や地域でステップ①～③を確認しましょう～
- ステップ① 自宅や学校・職場には、どのような危険があるか確認しましょう**
- 自宅等が土砂災害の起こりやすい場所が浸水被害の可能性のある場所かを確認しましょう。
 - 指定緊急避難場所又は最寄りの安全な場所を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。
- ステップ② 市から発令される避難情報、防災情報について確認しましょう**
- 各自、各ご家庭がどのタイミングで避難行動を取ることが望ましいか認識しましょう。【⇒避難情報の内容・解説へ】
 - 携帯電話等で防災情報を入手できるようにしておきましょう。【⇒防災メモの「防災情報の入手先」へ】
- ステップ③ もしもの時に備えて考えておきましょう**
- 遠野市防災マップ(平成26年3月作成)の「非常時持出品の準備&チェック」などを見ておきましょう。
 - 緊急的な対応について事前に考えておきましょう。
 - 指定緊急避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くより安全と思われる場所・建物(近隣の堅牢な建物、川や山から離れた小高い場所)へ
 - 外出すら危険と思われる場合は、建物内のより安全と思われる部屋(屋内のより高いところ、山からできるだけ離れた部屋)へ

避難情報の内容・解説

土砂災害や水害から身を守るため、遠野市から発令される避難情報には、以下のものがあります。災害が切迫した場合には状況に応じ、段階を踏まずに発令する場合があります。

警戒レベル	避難情報等	発令時の状況	とるべき行動
5	緊急安全確保	すでに安全な避難ができません。命が危険な状況。 警戒レベル4までに必ず避難!	命の危険直ちに安全確保! □今いる場所より可能な限り安全な場所へたどりに移動しましょう。 □指定緊急避難場所への移動が命に危険を及ぼしかねない状況の場合は、「近くの安全な場所」へ避難しましょう。 □外出がかわって命に危険を及ぼしかねない状況の場合は、「屋内安全確保」 ^{※2} を行いましょう。
4	避難指示	過去に発生した重大な災害に匹敵する状況。	危険な場所から全員避難 □全ての人には避難を完了しておきましょう。 □大雨や暴風が予想される場合は、天候が悪化する前に避難を完了しておきましょう。
3	高齢者等避難	災害の発生が予想される気象情報が発表されている状況。	危険な場所から高齢者等は避難 □避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。 □その他の人は、情報に注意し、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備もしたり、自主的に避難しましょう。

※1 災害の発生を把握できていない場合もあるため、警戒レベル5「緊急安全確保」は必ずしも発令されるものではありません。
※2 「近くの安全な場所」：指定緊急避難場所ではないが、近隣の安全な場所・建物
※3 「屋内安全確保」：建物内において、より安全な部屋への移動

浸水深	危険性
5.0~10.0m未満	2階以上が浸水 ・水流が強い場合には、木造家屋が倒壊する危険がある。
3.0~5.0m未満	3.0m以上の浸水
0.5~3.0m未満	0.5m~3.0mの浸水 ・床上浸水~2階の床下まで浸水 ・水流が強い場合には、木造家屋が倒壊する危険がある。 ・強い水流の中を歩くことは危険
0.5m未満	0.5m未満の浸水 ・床下浸水 ・大人のひざ下程度 ・浸水の深さが膝上になると歩行は危険

遠野市土砂・浸水ハザードマップについて

- この地図は、大雨によって発生する土砂災害や浸水の危険区域、過去の浸水範囲(平成28年台風第10号)、各地区の避難場所等を示したものです。
- 猿ヶ石川、早瀬川、床内川の浸水想定区域は、岩手県が定めたもので、想定し得る最大規模の大雨(各河川)の2日間の流域平均雨量が猿ヶ石川で358ミリ、早瀬川で497ミリが降った場合を想定しています。
- 要配慮者利用施設とは、「社会福祉施設、学校、医療施設等」の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設とされています。
- 急傾斜地危険エリア・土石流危険エリアは、岩手県が土砂災害防止法により指定した土砂災害警戒区域と同法に基づく基礎調査が完了し、区域指定が未完了の区域を示しています。
- この地図に表示されていない危険区域でも土砂災害、浸水被害が発生する場合がありますので注意が必要です。
- 各個人の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあるため、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なります。災害の種類別に自宅等が立退き避難を必要とする場所なのか、あるいは、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのかがあらかじめ確認することが必要です。
- どのような色覚の方にも比較的分けやすいように配慮した配色としています。

令和4年4月 遠野市

基準水位

猿ヶ石川と早瀬川は水位周知河川に指定されています。水位周知河川では、氾濫危険水位(=特別警戒水位)を定め、この水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して通知・周知しています。氾濫危険水位は、洪水による災害の発生のおそれがあり、避難行動を起こす目安となる水位です。

河川	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
猿ヶ石川	駒木	1.30 m	1.70 m	2.70 m	3.20 m
早瀬川	上早瀬橋	1.30 m	2.00 m	2.90 m	3.20 m

防災メモ

緊急連絡先・電話番号			
遠野市役所	62-2111	宮守総合支所	67-2111
遠野警察署	62-0110	遠野テレビ	63-1711
遠野市消防本部	62-2119	遠野病院	62-2222
その他・メモ			
防災情報の入手先			
北上川ダム統管理リアルタイム情報(携帯電話)		北上川ダム統管理リアルタイム情報(スマートフォン)	
いわて防災情報ポータル		盛岡気象台HP	
遠野テレビ(雨量)			

※ 家族の職場や携帯電話など、必要と思われる電話番号は「その他・メモ」の欄に記入しましょう。

出典：基礎地図情報(国土地理院)・測量法に基づく国土地理院長承取(使用日: 2024.6.9)